

都城市芸術文化全国大会等参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、芸術文化活動の振興及び発展に寄与することを目的とし、宮崎県又は九州地区代表として次条に掲げる大会に出場又は出演する個人又は団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の対象大会)

第2条 補助金の対象は、児童生徒又は社会人が参加するアマチュア芸術文化大会（以下「大会」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 文部科学省又は文化庁が主催、共催、又は後援する大会
- (2) 国又は地方公共団体その他これらに準ずる機関（政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。）若しくは新聞社等が、主催、共催、又は後援する大会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の対象大会から除く。

- (1) 宮崎県内で開催される大会
- (2) 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭
- (3) 絵画、書道等の作品の出展、文芸作品等の応募のみで、大会開催地に赴く必要のない大会
- (4) 表彰式その他の式典への参加のみの大会
- (5) 交流、親睦等を図ることを主な目的とする大会
- (6) 都城市音楽大会参加費補助金交付要綱第2条に規定する大会

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、県予選、九州地区予選、ブロック予選を経て前条に規定する大会の出場資格を得た個人又は団体とする。

2 前項の予選には、単に技能、能力の有無を判定する審査会等は含まない。

3 第1項に規定する個人又は団体の構成員（以下「交付対象者」という。）は、大会の実施要項で定められている指導者、引率者又は競技者、出演者等であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

（1）市内に住所を有する者

（2）市外に住所を有する者のうち、市内の会社、事業所等に勤務している者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校に通学している者で、市内の文化団体等が編成する団体の一員として出場若しくは出演するものとする。ただし、住所地の自治体からこの要綱と同じ趣旨により補助金、奨励金等の給付を受けることができる場合を除く。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、1団体当たりの補助金の交付額は、250,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体等から補助を受ける場合は、前項の規定により算出した補助金の額から当該補助金の額を控除して得た額を給付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添え、原則として出場する大会の開催日の14日前までに提出しなければならない。なお、申請書受理以降の交付対象者の追加は認めないものとする。

（1）大会実施要項及び参加者名簿

（2）委任状（様式第1号）

- (3) 予選大会の実績を記載した資料又はその写し
- (4) 他団体からの補助金交付内訳（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの
（支払方法）

第6条 補助金の支払方法は、概算払とすることができる。

（実績報告書）

第7条 申請者は、大会終了後14日以内に、実績報告書に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 参加者実績名簿（様式第3号）
- (2) その他参考となる資料

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	大会開催地区区分	個人		団体
		中学生以上	小学生	
1	九州地区（県内・沖縄を除く。）	5,000円	3,000円	個人の補助金の額に交付対象者の数を乗じて得た額
2	中国 四国 近畿 沖縄	8,000円	5,000円	
3	中部 北陸	10,000円	6,000円	
4	関東	15,000円	9,000円	
5	北海道 東北	20,000円	12,000円	